

四日市市告示第 38 号

三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号)第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

桜台一丁目地内(東名阪自動車道)における地下水汚染について

2 発表内容

令和 5 年 2 月 7 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター(桑名市大字蓮華寺字鍋谷 608-2 所長 石松一崇)から、四日市市桜台一丁目地内において、「砒素及びその化合物」による地下水汚染を発見した旨の届出がありました。

東名阪自動車道上り線 62.4KP 付近において、以前から地下水の湧出が確認されており、その水質について事業者が自主的に地下水調査を実施した結果、「砒素及びその化合物」が地下水基準を超過しました(地点は別紙参照)。湧出した地下水は、公共用水域へ流入していますが、その下流である矢合川にて本市が水質の常時監視を行っており、環境基準を超過していないことを確認しています。

なお、当該土地において高速道路建設前後に工場等が存在した履歴は確認されておらず、当該事業者が高速道路の建設・維持・管理に際し「砒素及びその化合物」を含む有害物質を取扱った履歴がなかったことから、自然由来である可能性は高いと思われませんが、地下水汚染の原因は不明です。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<地下水調査結果>

物質名	検出濃度 (地下水基準の倍数)	地下水基準
砒素及びその化合物	0.019mg/L(1.9倍)	0.01mg/L

3 対応方針

(1)現在も環境基準が遵守されていることを確認していますが、引続き本市が公共用水域の水質について常時監視を行い、環境基準の遵守状況を確認します。

(環境部環境政策課)

■ 航空写真

四日市市
桜ヶ丘

地下水採取地点
砒素 0.019mg/L

流末経路

